

平成30年12月

大東市議会

定例会議会議案

(当初追加)

提 出

平成30年11月29日

印刷物番号

30-56

も く じ

議案第 8 0 号	大東市公民連携に関する条例の一部を改正する条例について-----	1
議案第 8 1 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について-----	4

議案第 80 号

大東市公民連携に関する条例の一部を改正する条例について

大東市公民連携に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市特定公民連携事業プロポーザル審査会を設置すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市公民連携に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市公民連携に関する条例(平成30年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(特定公民連携事業審査会)」に改める。

第13条第2項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の規定により決定した選定方法がプロポーザル方式（専門性、技術力、企画力等を総合的に判断した上で候補者を選定する方式をいう。）の場合における特定公民連携事業推進法人の決定についての審査に係る市長の諮問機関として、大東市特定公民連携事業プロポーザル審査会を設置する。

第13条に次の1項を加える。

4 第2項に定めるもののほか、大東市特定公民連携事業プロポーザル審査会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

第15条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「特定公民連携事業」に改め、「ときは」の次に「、その結果を議会に報告するとともに」を加え、「これを」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「特定公民連携事業」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等は、特定公民連携事業の評価を行うに当たり、特定公民連携事業推進法人に対し、当該特定公民連携事業の実施状況に係る資料の提出を求め、または必要な調査を行うことができる。

第17条を第18条とする。

第16条中「前条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

（特定公民連携事業推進法人への出資）

第16条 市長等は、特定公民連携事業推進法人が特定公民連携事業を円滑に推進できる

よう、特定公民連携事業推進法人に対し、資本金を出資することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成 3 0 年 8 月 1 0 日に出された人事院の勧告等に鑑み、一般職の職員の給与、議会の議員および市長等の期末手当ならびに非常勤職員の報酬について、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「1年間」を「において規則で定める期間」に改める。

第15条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第25条第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に改める。

第28条第2項第1号中「当該職員が基準日現在」を「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在」に、「次号」を「次項」に、「勤勉手当基礎額に100分の90」を「扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「当該職員が基準日現在において受けるべき」を「当該職員の」に、「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300

6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000

35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		

64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						

122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条、第10条関係）

再任用職員行政職給料表

（単位 円）

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
1	180,700
2	187,200
3	194,000
4	200,900
5	207,900
6	214,700
7	221,700
8	228,000
9	234,000
10	239,500
11	248,100
12	253,800
13	260,500

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額			
1	247,900	333,100	397,900	471,700
2	250,400	336,100	400,800	474,000
3	252,900	339,000	403,700	476,200
4	255,400	342,000	406,500	478,500
5	257,600	344,700	409,100	480,700
6	261,400	348,000	411,800	482,900
7	265,200	351,100	414,600	485,100
8	269,000	354,200	417,300	487,300
9	272,600	357,000	419,500	489,300
10	276,600	359,900	422,200	491,400
11	280,600	363,000	424,800	493,500
12	284,600	366,200	427,500	495,600
13	288,400	369,100	429,900	497,700
14	292,400	372,700	432,400	499,800
15	296,300	375,900	434,800	501,900
16	300,200	379,600	437,300	504,000
17	303,900	383,200	439,300	506,100
18	307,500	385,900	441,700	508,100
19	311,000	388,700	444,000	510,100
20	314,600	391,400	446,400	512,100
21	318,200	394,200	447,900	513,900
22	321,900	396,800	450,300	515,700
23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500

25	332,400	403,800	456,900	521,200
26	335,200	406,100	459,200	523,000
27	337,800	408,300	461,400	524,800
28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000

54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	

83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 大東市長等の給与に関する条例(平成7年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条 大東市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の217.5」に改める。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

等級	報酬の額(1月当たり)
初	194,000

1	197,600
2	202,700
3	207,900
4	213,300
5	218,200
6	223,400
7	226,600
8	231,300
9	235,500
10	239,500
11	244,200
12	247,800
13	251,500
14	255,700
15	260,900
16	264,700
17	269,400
18	274,000
19	278,100
20	282,400
21	287,400
22	289,100
23	290,700
24	292,400
25	294,100
26	295,600
27	297,400
28	299,000
29	300,800

30	302,100
31	303,600
甲	197,600

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第4条および第6条の規定 平成31年4月1日

(2) 第1条中大東市一般職の職員の給与に関する条例第5条第4項の改正規定 平成34年1月1日

2 第1条の規定（前項第2号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の大東市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定および第7条の規定による改正後の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の非常勤報酬条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給与の内払)

第2条 改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大東市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第3条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第4条 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の大東市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正に伴う報酬の内払)

第5条 改正後の非常勤報酬条例の規定を適用する場合には、第7条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の非常勤報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。